

関ブロ神奈川大会 第三分科会『青年建築士が考えること、できること』
パネルディスカッションの企画案

東京建築士会青年委員 荘司和樹

神奈川大会第3分科会 パネルディスカッション企画案について

背景：

我々、若手建築士がこの国において「一般市民から求められる建築士の未来像」を考える際、避けては通れない問題として職能問題（建築士の社会的位置づけや、その役割を考える問題）がある。欧米などのように建築家という職能が社会的に容認されていない我が国においては、建築士という国家資格（建築家+エンジニアという国際的に稀な資格制度）としてしか位置付けられておらず、今後将来的に職能者としての位置付けを社会に求め続けるべきなのか、それとも、職能者としてではなく専門技術者という位置付けの中で建築業界のあり方を考えていくべきなのか、について考えてみたい。

目的：

我が国における建築行為に関するルールや方針として最も遵守されるべきもの、そして遵守され続けてきたものは、建築基準法に他ならない。その第一条には、次のように規定されている。

「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

そこで、まずは「国民の保護」という観点についての社会的ニーズを再確認するため、様々な立場で建築業界に関わる建築士達からの意見を盛り込みながら現状把握を試み、「国民の保護」に関する認識の統一化を図り、それを踏まえた上で、「公共の福祉の増進に資するための建築士像（社会に求められる建築業界像）」を考えていくことで職能問題に対する提言をまとめる。

具体的方法：

一般市民からのニーズを検証するための一般市民向けアンケートを実施してはどうか。そのアンケート内容をもとに、パネルディスカッション方式によって協議を進める（パネラーを1都9県より代表者1名を選出）。その際、協議すべき内容をあらかじめパネラーに事前に伝達しておき、パネルディスカッション自体のシナリオのようなものも、あらかじめ想定し、事前打合せを行っておく（メールのやり取り程度で構わない）。

実践活動：

パネルディスカッションにおける協議内容について各都県に持ち帰り、各都県ごとの実践活動の実施、及び、その報告会といった具合に次年度の関東甲信越ブロック大会へと継続していく。最終的には、職能問題についての提言の策定を目指す。

パネルディスカッション シナリオ例)

コーディネーター：

我が国における建築行為に関するルールや方針として最も、遵守されるべきものは建築基準法に他なりません。そして、その第一条には、次のように規定されております。

「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

そこで、まずは、国民の保護という観点に焦点を絞り、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。ただし、目的は、あくまで「公共の福祉の増進に資する」という言葉の意味を考えるということにあります。その意味について、共通認識を図

っていない限り、社会に対する建築士の役割というものを明確にすることができません。

実験的に東京において、国民の保護（消費者保護）という観点にテーマを絞り、本日お配りさせて頂いたアンケート項目をもとに、一般市民の方（建築業界関係者以外の方）、及び、様々な属性で建築業界に関わる建築士の方達に回答を求めました。その集計結果を取りまとめたものが 枚目のページとなります。本日は、この内容をもとにパネルディスカッションを進めていきたいと考えます。まず、この集計結果についての報告を さん、お願いします。

パネラー（東京から選出）：東京の さんです。先日、東京でおこなったアンケート結果についてご報告させていただきます。などなど。

コーディネーター：

さん、ありがとうございました。それでは、このアンケート結果をもとにそれぞれ感じたことがあれば発表して頂けますでしょうか？

A 県：

まず、建築士というものの社会的役割が、職能者として社会に認識されているのか？それとも、専門技術者として認識されているのか？という疑問があります。アンケート結果を見る限り、医師、弁護士同様、公共の福祉に供すべき職能者として認識されているようには思えません。どちらかという、専門技術者としてみなされているように思えます。職能者と専門技術者との違いは、早い話、**お客さんや雇い主の利益のみを追求するかどうか？**にあります。専門技術者という社会的位置付であれば、それで構わないのですが、職能者としての社会的な位置付けを求めるとなれば、消費者のことだけでなく、建築基準法第1条に規定されているように、それをとりまく社会福祉全体の増進を公正な立場で考えていかねばなりません。などなど

B 県：

アンケート項目の中に、住宅の資産価値の話が盛り込まれていますが、住宅の資産価値が20年程度で10パーセントにまで低下してしまうというこの国の現状については、問題があると思います。建築基準法をはじめ、この国の建築関係法令の骨格を形作ったのは、アメリカですが、アメリカでは実際に資産価値が増加している。などなど

C 県：

この国の住宅資産を国全体で1,000兆円とみなした場合、資産価値の低下に伴う価値の減少分は、25～30兆円に上ります。この数字はそのまま、毎年の着工される建設費の総額と合致する。国全体の住宅資産の下落を新たに新築住宅を着工し、建設工事費を投入することで補填しているということになります。その結果、金融公庫は、毎年6,000億円もの負債を計上することになってしまった。当たり前な話で、無駄なことを続けていけば、なんらかの形でそれを補わなければならない。今までは、税金を投入してきたが、とうとうそれも財政破綻してしまったという現状にあります。などなど

D 県：

もし、我々、建築士が職能者としての社会的位置付けを求めるとなれば、この国の住宅事情については、積極的に見直していく必要があると思います。住宅の建築や購入は、消費者にとっては、人生最大の買い物と言えますし、建築基準法1条に規定されている「保護」という言葉のみならず、憲法29条の財産権の保護に繋がる話であると考えます。35年もの住宅ローンを組んで購入した住宅が、ローンを払い終わった時点で売りに出そうとすると二束三文にしかならない。アンケート結果を見ても、一般市民自体がそれを当たり前のように考えている節がある。そういった社会背景の中で、如何に我々建築士が職能者としての位置付けを社会に要求した所で、それを社会が容認するとは思えません。そういった社会背景であるからこそ、一専門技術者という位置付しか得られないのではないのでしょうか？だからこそ、この国ではハウスメーカーが業績を伸ばしていった。ハウスメーカーというものが存在するのもこの日本だけです。などなど

コーディネーター：

それでは、どのようにすれば、我々建築士は、この国において職能者としての社会的位置付けを獲得できるものと考えますか？

E 県：

現在、耐震偽装事件の影響を受けて、建築士制度改革が法改正をもとに推し進められていますが、その時、必ず設計・施工分離の話が挙がります。設計と施工を分離すれば、チェック機能を健全な形で行うことができるという考えに基づいた話なのですが、私は必ずしもそうなるとは思えません。建築家という概念や社会的位置付けが、適正に行われている欧米では、設計・施工分離は当然の話ですが、この日本においては、建築家という概念や社会的位置付けが非常に曖昧です。極端な話、自分の名刺の中に、建築家という言葉盛り込めば、それだけで誰でも建築家になってしまう。当然、建築家の責任というものも、一切存在しないのです。欧米であれば、全ての責任は建築家にあります。そのため、建築家という職能がきちんと確立できている。しかしながら、日本の場合は、例えば、ある住宅の建築についての責任を設計者がとったり、施工者がとったりする。極論になるかもしれませんが、建物の建築に関する全ての責任は設計者にあるということ法制化すれば、自ずと、設計者である建築士の職能者としての位置付けが生まれるのではないのでしょうか？ などなど

F 県：

私もそのように考えます。建築士がこの社会に職能者として位置づけられるためには、消費者はもとより、この国の建築業界のあり方について責任を持つという意味を明確にしていくべきです。その中で、最低限、消費者保護というものを徹底していかなければならない。先日のニュースで、欠陥住宅や、悪質リフォームなどによる被害総額が戦後最大となったと報道されていました。私達、建築士が社会に対して責任をとるという姿勢を示すためにも、この業界のルールづくりというものにこれまで以上に取り組んでいかなければならないように思います。先ほど、E 県さんのお話の中に、設計者である建築士の瑕疵担保責任の明確化という話がありましたが、現時点でそれを行うことは不可能です。なぜなら、設計事務所を経営しているにつくづく感じるのですが、食べていくだけで精一杯です。それは工務店などの施工者にとっても同じで、建築だけでやっていくには無理がある。せめて、土木を絡めるなりして経営していかないととても会社を回していけません。ただし、瑕疵担保責任については、徹底せねばならないため、現在、建築士会で進めている「けんぱい」なり、「こうぱい」といった設計工事賠償制度のあり方を我々若手建築士達が見直してはどうかと思います。などなど

コーディネーター：

話が瑕疵担保責任の話に集中しているので、別の観点からお話を伺いたいと思います。先ほど、話があったとおり、この国の住宅の資産価値を高めていくということも重要です。そういった社会システム作りみたいなものも、次世代を担う我々若手建築士の使命であるように感じますし、職能者としての位置付けを得るためのきっかけになるような気がするのですが、ご意見ありませんでしょうか？

G 県：

まったくその通りで、この国の住宅の資産価値を高めていくといった社会システム作りを進めない限り、消費者や一般市民の目から見た建築士像というのは、いつまでたっても職能者でなく、専門技術者に過ぎないのではないかと考えます。職能者として地位を得るためには、社会というものを建築という観点から何らかの形で牽引していかなければならない。我々建築士一人ひとりがその使命観のようなものを自覚する必要があります。などなど

コーディネーター：

この国の住宅の資産価値を高めていくためには、何が必要だと思われますか？ また、その時、我々建築士に出来ることは如何なるものでしょうか？

H 県：

住宅の資産価値を高めるための方法は2つほどあります。1つは、建築材料の規格の統一です。実際に資産価値が上昇しているアメリカを例に挙げるとDIYを徹底している。日本にもホームセンターのような建築資材販売店がありますが、アメリカの場合は、規格の統一が徹底されていて雨どいから建具、内装まで簡単に住まい手の方で修繕することができる。いわゆる「家いじり」がし易いのです。よく日本の住まい手は、自分の住宅のメンテナンスを全く行わないと嘆く建築士がいますが、行わないのではなくて、行うことができないのです。もしくは、メンテナンスの仕方を知らない。そういった部分も、設計者なり、施工者がフォローしてあげていくことが肝心です。もう1つが、街づくりです。日本でいう街づくりというものは、既に形成されている住宅地を対象に、街づくりというルールを後付けで覆い被せるものですが、本来はそうではない。住宅地開発の段階から徹底していかなければならないものです。また、我が国の住まい手は、自分の住宅が建っている自分の敷地内のことしか大切にしません。しかしながら、みんながみんなそう考えていたら、一向にその住宅の資産価値は上昇しないのです。なぜなら、住宅の資産価値の増大というのは、本来住宅地全体で考えるべきものだから

です。そのためのルールとして街づくりという概念がある。自分の住宅の資産価値を高める上でも、自分たちが暮らす住宅地全体の魅力を高めていきましょうねといったルールが街づくりなのです。そういった住空間に関する考え方を一般市民に伝えていくことも建築士の使命であるように思います。などなど

I 県：

今回、ディスカッションした内容を今後、関プロ1都9件の実践活動として展開してみたらどうでしょうか？例えば、今回、東京さんが行ったアンケートを他県でも実施し、その結果を次回の関プロ大会に持ち寄って、現状把握を行ってみる。単にアンケートを実施するのではなくて、今回、この第3分科会で議論した内容のうち、先ほどお話のあった家いじりの話や、街づくりの話など、建築士の立場から一般市民側へと伝えていきたい情報もなんらかの形で盛り込んでおくのも面白いと考えます。我々、建築士は、このように考えて社会を牽引していこうと考えているのですよというメッセージにもなると思います。関プロで実践してみてもそれなりの結果を出せるようであれば、連合会の方にも提案して全国で実施することもできる。そういったネットワークを実現できることに、この建築会という業界団体の存在意義があるのではないかと思います。などなど

J 県（神奈川を予定）：

今、私達、建築士に求められているもの、とりわけ我々、若手建築士が10年先、20年先の建築業界のあり方を見据えた上で、考えていかなければならない最大のテーマは、私達の手で建築業界のルールや方向性というものを形作っていくことにあると考えます。それこそが、新たな耐震偽装事件の再発を防止するための最大の方法ではないでしょうか？建築士会という全国組織のネットワークをフルに活用しながら、一般市民に、そして、社会に求められる建築士像というものを今後も継続して考えていきたいと思えます。などなど

コーディネーター：

まとめ

神奈川大会第3分科会を想定したアンケート項目について（案）

自分の家建てる（購入する）ということについて

ここからは、あなたご自分の（家族の）住む家（一戸建て）を建てた（購入した）場合を想定してお答え下さい。

1. 日本においては、住宅の資産価値というものが年々下落してってしまうものですが、アメリカ等の諸外国では、逆に、住宅の資産価値は、毎年高まっています。住宅の資産価値が高まるような社会システム作りの必要性を感じますか？
A. 現状のまま構わない。
B. 必要性を感じる。
C. 資産価値そのものにあまり興味がない。
2. 資産価値が上がるということは、なんらかの事情で自分の住宅を売却する際に、建設費や購入費用よりも高く売却できるということですが、そういった社会システムを形作るための知識を学びたいと思われますか？
A. あまり興味がない。
B. 是非、学んでみたい。
C. どちらとも言えない。
3. 住宅の資産価値を上げるためには、自分の敷地内のことだけでなく、自分の敷地が存在する住宅地全体の良好な住環境づくり（住まい方のルールの策定など）を目指していかなければなりません。資産価値が上がるのであれば、そういった意識を高めていこうと思われますか？
A. あまり興味がない。
B. 是非、住環境に対する意識を高めていきたい。
C. 近隣との人間関係が煩わしくなりそうなので避けたい。
D. 自分の敷地内の活用方法に規制がかかってくるのであれば現状のままでよい...
4. ご自分の住宅のメンテナンス（維持・管理）についてですが、建築材料の規格の統一を図れば、住まい手の方たちに

よって、クロス張替えや、建具の取替え、雨どいのクリーニング等の補修等ができるようになります。これをDIY (Do is yourself) といいますが、その点について下記のいずれかにご回答下さい。

- A. 面倒なので、建築業者に任せてしまった方がよい。
- B. 労力的な負担は発生するが、それによって金銭的な負担が減るのであれば、是非、DIY を発展させて欲しい。
- C. あまり興味がない。
- D. 住宅のメンテナンスの必要性を感じない。

建築士という資格について

1. 基本的に、建物を設計するのは、建築士という国家資格を有する者でしか行うことができません。それをご存知でしたか？

- A. 知らなかった。
- B. 知っている。
- C. あまり関心がない。

2. 建築士と建築家の違いはどこにあるのかについて、ご回答下さい。

- A. 同じものだと思っていた。
- B. 一流の建築士のことを建築家というものと考えていた。
- C. 建築士の中で、デザイン力が長けている設計者を建築家と呼ぶものだと思っていた。
- D. 建築家とは、デザイナーで、建築士はエンジニアのことだと思っていた。
- E. あまり興味がない。

3. 医師や、弁護士のように公共の福祉(幸せ)に供すべき職種につくものを職能者と言います。職能者は、雇い主や、お客様の利益だけを優先することが許されず、常に、公共の福祉を優先していかなばなりません。では、建築士は、医師や弁護士同様に、職能者であると思いますか？それとも、専門技術者と思いますか？率直な意見をお聞かせ下さい。

- A. 職能者であると思う。
- B. 専門技術者であると思う。
- C. あまり興味がない。

4. 医師には「医師会」が、弁護士には「弁護士会」という職能団体があるように、建築士にも「建築士会」という団体が存在します。それはご存知でしたでしょうか？

- A. 知らなかった。
- B. 知っていた。
- C. あまり興味がない。